

刈谷市罹災証明書及び罹災届出証明書 申請手引き (火災を除く)

本手引きでは、刈谷市における罹災証明書及び罹災届出証明書の運用の基本情報や、申請に係る留意事項などをまとめています。

罹災証明書等の申請にあたり、事前にご確認をお願いします。

刈谷市総務部税務課
令和7年5月

目次

0	住まいが被害を受けたとき最初にすること.....	1
1	罹災証明書・罹災届出証明書の概要について.....	2
	（1）罹災証明書.....	2
	（2）罹災届出証明書.....	3
	（3）被災から支援措置までの流れ.....	3
2	申請する証明書等の種類について.....	3
3	罹災証明書・罹災届出証明書の申請方法について.....	4
	（1）オンライン申請.....	5
	（2）郵送申請.....	5
	（3）窓口申請.....	6
	（4）問い合わせ窓口.....	6
4	被害認定調査（現地調査）について.....	6
	（1）一次調査.....	6
	（2）二次調査.....	7
	（3）再調査.....	7
5	自己判定方式（写真による判定）について.....	7
	（1）自己判定方式にて交付される罹災証明書の被害の程度とは.....	7
	（2）軽微な被害の目安.....	8
6	被害認定調査の考え方について.....	8
7	申請時のチェックリスト（郵送申請または窓口申請の場合）.....	11
	（1）個人の場合.....	11
	（2）法人の場合（従業員が申請する場合）.....	12
8	被災者支援制度について.....	12
9	よくある質問.....	12
	（補足）大地震が発生した場合の建物被害調査について.....	14

0 住まいが被害を受けたとき最初にすること

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいい分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。

それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

被災した建物の調査・判定にあたっては、判定根拠として、損傷箇所の写真撮影が重要となります。

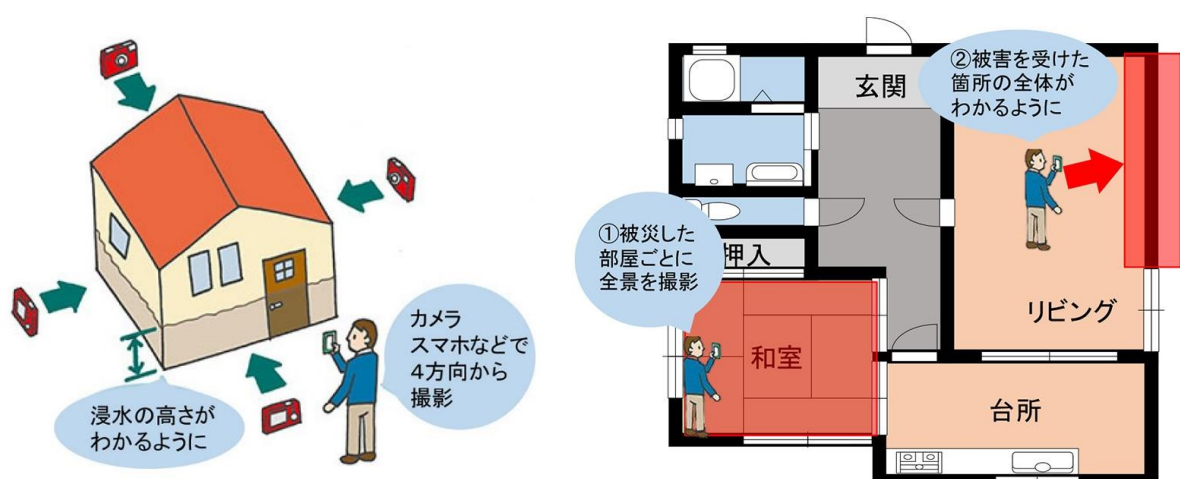
災害が収束し、身の安全が確保される状況になりましたら、**片付けや修理の前に、自宅の被害状況を写真に撮って保存し、申請の際に併せて提出してください。**

※浸水した場合は、家の外や中について、浸水の深さが分かるように写真を撮影しましょう。

巻き尺などをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさがよく分かります。

家の外の写真の取り方	家の中の写真の撮り方
カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。	①被災した部屋ごとの全景写真 ②被害箇所の「寄り」の写真 想定される撮影箇所：内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

【イメージ図】



（家の外の写真の撮り方）

（家の中の写真の撮り方）

（出典：内閣府リーフレット：「住まいが被害を受けたとき最初にすること」）

1 罹災証明書・罹災届出証明書の概要について

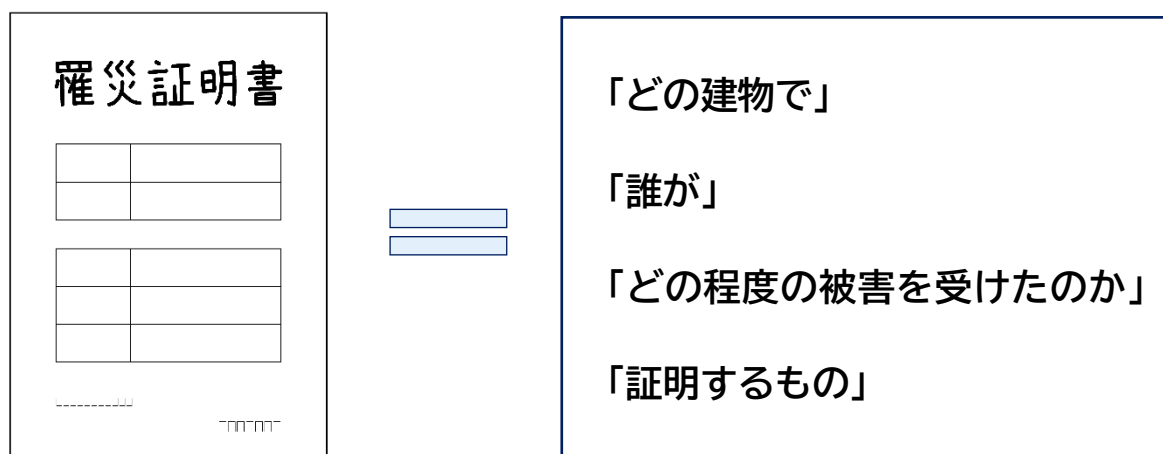
地震や洪水などの自然災害により建物に被害が発生した場合に、被災者の方からの申請に基づき被害認定調査を実施し、調査結果に応じた罹災証明書の交付を行います。

※火災による被害についての罹災証明書は、衣浦東部広域連合刈谷消防署
(電話：0566-23-1119) が申請窓口です。

(1) 罹災証明書

① 罹災証明書の概要

罹災証明書は、被災者への支援金の支給、税の減免などの支援制度に活用されており、被災者の応急的・一時的な救済を目的に、災害により損傷した建物について、市長が確認した「被害の程度」を証明するものです。



罹災証明書の交付にあたっては、職員等が被害認定調査などを実施し、被害の程度を確認します。

マイナンバーカードをお持ちの場合、マイナポータルからオンラインで罹災証明書の申請が可能です。窓口は混雑が予想されるため、オンラインでの申請をお願いします。

オンライン申請は右記の
QRコードから⇒



QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

郵送や窓口で申請する場合は、以下のQRコードから交付申請書等をダウンロードしてください。

罹災証明書等の交付申請書の
ダウンロードはこちら⇒

刈谷市ホームページから、
ページ ID「1007641」で検索



②罹災証明書の対象者

罹災証明書は、被災建物の居住者及び所有者等の方が申請できます。

③罹災証明書・罹災届出証明書の申請期限

罹災証明書・罹災届出証明書の申請期限は、災害発生日から原則90日以内としています。
ただし、災害の規模によっては期限を延長することがあります。

(2) 罹災届出証明書

建物以外の動産（カーポート、フェンス、家具など）が被災した場合、被害の程度ではなく罹災届出を受理したことを証明する罹災届出証明書を交付します。

罹災届出証明書は、被災した状況の程度や被災した事実を証明するものではありませんので、現地調査は行いません。

(3) 被災から支援措置までの流れ

罹災証明書等の申請から、罹災証明書等の交付までの流れは以下のとおりです。

<被災から支援措置の活用までの流れ>

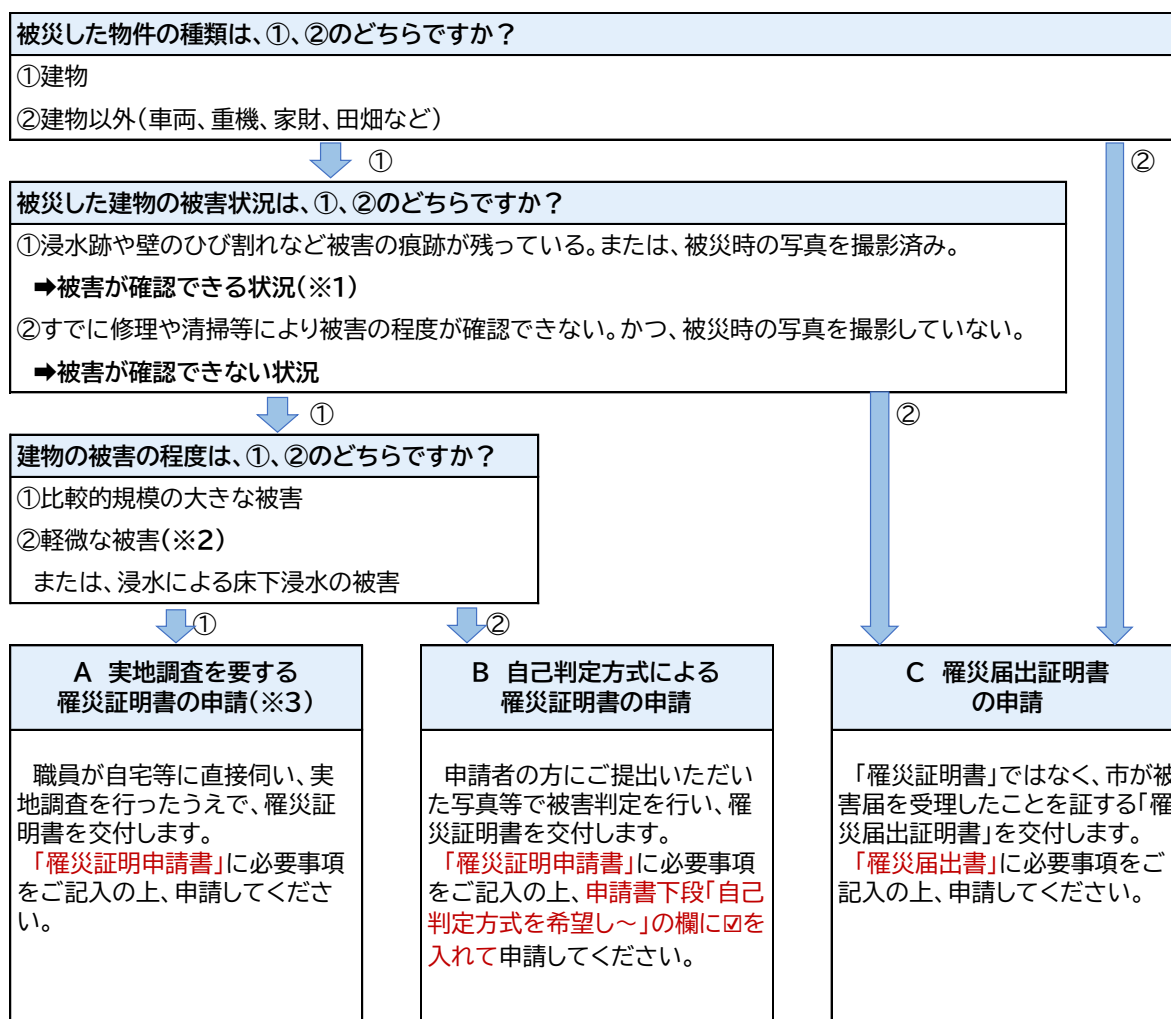


(出典：内閣府防災情報ページ 「罹災証明書」)

2 申請する証明書等の種類について

被災した物件の種類や被害の程度により、交付される証明書の種類や調査方法が異なります。

す。以下のフローチャートで確認してください。



※1 ①のうち、壁や屋根等の外観に損傷がない雨漏りによる被害の場合は、②を選択してください。

※2 軽微な被害の例は、以下の「参考：軽微な被害の例」を確認してください。

なお、ご自身で被害の程度を判定することが困難な場合は、①を選択してください。

※3 申請に際し、必要となる書類や注意事項については、「7 申請時のチェックリスト」をご確認ください。

参考：軽微な被害の例

- ・地震の影響で、瓦の一部がずれ、破損が生じた被害
 - ・浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害など
- ※詳細については、「5 自己判定方式(写真による判定)」についてなどをご確認ください。

3 罹災証明書・罹災届出証明書の申請方法について

申請は、(1) オンライン申請、(2) 郵送申請、(3) 窓口申請の3つの方法があります。市役所窓口の混雑緩和のため、オンライン申請をお願いします。

(1) オンライン申請

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用してオンライン申請が可能です。

右記のQRコードから、案内に従い申請してください。



①利用できる方

以下のいずれにも該当する方

1. 署名用電子証明書を搭載したマイナンバーカードの交付を受けている、世帯主・建物所有者（建物管理者）本人
2. マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン等を所持している

②受付時間

原則として 24 時間

【注意】

被害認定調査の二次調査や再調査をマイナポータルから申し込むことはできません。
マイナポータルは、罹災証明書の新規申請のみ受け付けています。被災建物の二次調査及び再調査については、罹災証明書の交付窓口へ直接ご相談ください。

(2) 郵送申請

罹災証明申請書など、以下の必要書類を刈谷市役所税務課まで郵送してください。

①必要書類

- ・ 罹災証明申請書
(手引きの3ページのQRコード参照。刈谷市役所税務課でも入手可。)
- ・ 本人確認書類の写し
- ・ 被害状況が分かる写真等（※自己判定方式の場合）

※自己判定方式により罹災証明書を交付する場合は、写真等の提出が必須となります。

写真撮影について、「0 住まいが被害を受けたとき最初にすること」をご確認ください。

②郵送先

〒448-8501

刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所税務課 あて

(3) 窓口申請

罹災証明申請書に必要事項を記載のうえ、以下の窓口へ提出してください。申請用紙は市ホームページからダウンロードするか、刈谷市役所税務課に備え付けの書式をご利用ください。

①提出窓口

刈谷市役所 2 階 税務課

なお、大規模災害が発生した場合は、刈谷市役所 1 階 101 会議室を窓口とする予定です。また、必要に応じて、富士松支所、東刈谷市民センター、小垣江市民センター及び北部市民センターでの受付を行う予定です。

提出窓口が変更になった場合、刈谷市ホームページ、公式LINE、あいかりなどで周知いたしますのでご確認ください。

②受付時間

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(4) 問い合わせ窓口

問い合わせ窓口は以下のとおりです。

	部署	電話番号	FAX
罹災証明書について	刈谷市税務課税制係	0566-62-1205	0566-62-1203
被害認定調査について	刈谷市税務課家屋係	0566-62-1008	

4 被害認定調査（現地調査）について

罹災証明書の申請を行いますと、職員が現地訪問し被災した建物の状況を調査します。

震災や水害により被災した場合は一次調査と二次調査があり、はじめに行う一次調査では建物の外観から調査を行い、判定結果に基づき罹災証明書を発行します。

なお、一次調査の判定結果に不服がある場合は、二次調査の申請をすることができ、二次調査では建物の内部まで詳細に調査を行い、その判定結果に基づき改めて罹災証明書を発行します。

二次調査の判定結果にも不服がある場合は、再調査の申請を 1 回することができます。

(1) 一次調査

- ・一次調査は、多数の建物を迅速に調査する必要があるため、建物の傾きのほか、外から見える屋根、外壁、基礎の被害状況で判定します。したがって、内部の被害と比べて思ったとおりの判定結果にならないことがあります。

- ・調査時間の目安は1棟あたり約15分程度です。
- ・災害の規模によっては多数の建物が対象になるので、事前の予告なく訪問し調査を行うことがあります。

(2) 二次調査

- ・二次調査の申請をする場合は、一次調査で交付された罹災証明書を返納する必要があります。
- ・二次調査は、申請者の立会いの下、建物の外観に加えて、内部の部屋をすべて回って被害の程度を調査します。
- ・調査時間の目安は一般的な住宅で1棟あたり約1時間程度ですが、建物の広さ、被害箇所の数により変わります。
- ・調査の日時は、あらかじめ電話等で調整します。
- ・二次調査の判定結果は、一次調査の判定結果より軽い区分になることがあります。判定結果が出た後に二次調査の申請を取り下げることはいけません。

(3) 再調査

- ・二次調査の結果に不服がある場合は、再調査の申請を1回に限って行うことができます。
- ・再調査の申請をする場合は、二次調査で発行された罹災証明書を返納する必要があります。
- ・再調査は、市が申請内容を審査し、理由があると認めた場合はその部分について現地調査を行います。
- ・再調査の判定結果は、二次調査の判定結果より軽い区分になることがあります。判定結果が出た後に再調査の申請を取り下げることはいけません。

5 自己判定方式（写真による判定）について

本市では、住家の被害の程度が明らかに軽微であり、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」※1という被害の程度に同意できる場合は、自己判定方式（写真による判定）を行います。

自己判定方式（写真による判定）では、実地調査（被害認定調査）を行いませんので、調査の順番待ちをする必要がありません。その分短期間（申請受付後1週間程度）で罹災証明書を交付することができます。

被害が軽微な方は、自己判定方式をご活用ください。

※1 住家の被害の程度は「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分で、この区分によって適用される支援制度が異なります。

(1) 自己判定方式にて交付される罹災証明書の被害の程度とは

罹災証明書は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、被害認定

調査を実施し、「住家の損害割合」を計算し、その結果に応じて、「住家の被害の程度」を判定し、交付することとしています。

以下は、被害認定調査の結果、判定される「住家の被害の程度」と「住家の損害割合」を示した表です。

このうち自己判定方式の対象は、最も被害の程度の小さい「準半壊に至らない(一部損壊)」になります。

【「住家の被害の程度」と「住家の損害割合」の関係を示した表】

住家の被害程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
住家の 損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

(2) 軽微な被害の目安

被害の程度が軽微である場合、「準半壊に至らない(一部損壊)」となる可能性が高いため、被害状況がわかる写真をご提出いただくことで、自己判定方式により罹災証明書を交付することが可能です。

軽微な被害の目安※2
・地震の影響で、瓦の一部がずれ、破損が生じた被害 ・風害の影響で、壁や屋根に亀裂が生じそこから雨が吹き込み、雨漏りが発生した被害※3 ・大雨の影響で、床下に浸水が生じた被害 ・浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害 など

※2 これらの被害が組み合わさることにより、被害の程度が大きくなる可能性があります。

ご自身で被害の程度を判断することが困難な場合は、被害認定調査を活用してください。

※3 壁や屋根等の外観に損傷がない雨漏りは罹災証明書の対象とはなりません。

その場合、被害の事実ではなく届出を受理したことを証明する罹災届出証明書を交付します。

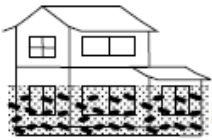
6 被害認定調査の考え方について

住家の被害認定は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、半壊に至らない「準半壊」、「準半壊に至らない(一部損壊)」の6区分で「被害の程度」を判定し認定するものです。

具体的に、住家全体の被害の程度は、部位別の損害割合を計算し、それらを合計して算出します。

被害の程度	認定基準	住家全体に占める 損害割合
住家全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。	50%以上
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。	40%以上50%未満
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。	30%以上40%未満
半壊	住家半壊のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。	20%以上30%未満
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。	10%以上20%未満
準半壊に至らない (一部損壊)	準半壊には至らないが、住家の一部が損傷を受けたもの。	10%未満

○水害の一次調査の調査票（抜粋）

3	外 力	河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。） ・【外壁】モルタル塗り仕上で仕上材が脱落している ・【外壁】サイディングボードの釘打部の部分的な浮き上がり ・【建具】アルミサッシのガラスが破損	なし	あり
4	浸水深による判定			
	被害イメージ	浸水深	外力の影響なし	外力の影響あり
		床上180cm以上	大規模半壊	全壊
		床上100cm以上 180cm未満の浸水	中規模半壊	大規模半壊
		床上50cm以上 100cm未満の浸水	半壊	中規模半壊
		床上50cm未満の浸水	準半壊	半壊
		床下浸水	準半壊に至らない (一部損壊)	準半壊に至らない (一部損壊)

○地震の一次調査の調査票（抜粋）

5	基礎	目安	0%	～10%	10%超～20%	20%超～40%	40%超～60%	60%超～75%未満
		損害割合	無被害	1	2	4	6	7
6	外壁（基礎含む）	損害割合	0	8	15	30	45	75
		目安		仕上の剥離	仕上材脱落(40%)	仕上材脱落(60%)	仕上材脱落(80%)	下地材まで破損
7	屋根	損害割合	0	2	3	6	9	15
		目安		棟瓦のずれ(40%)	棟瓦のずれ(80%)	全体的に瓦のずれ	小屋組まで損傷(60%)	小屋組まで損傷(90%)
8	判定結果	被害イメージ	無被害					
		被害イメージ	無被害					
8	判定結果	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
			準半壊に至らない (一部損壊)	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊

7 申請時のチェックリスト（郵送申請または窓口申請の場合）

（１）個人の場合

個人の申請について、市役所に行かなくても、マイナンバーカードを利用してオンラインで申請できます。（５ページ参照）

オンラインの案内に従って必要事項を記入し、写真等の添付をお願いします。

以下は、郵送申請または窓口申請の場合のチェックリストです。

□本人確認書類	下表の「本人確認書類」参照。
□罹災証明申請書	市ホームページよりダウンロード可。 （窓口での記入可。）
□被害状況が確認できる写真 および建物全体の写真 （自己判定方式の場合のみ）	「５ 自己判定方式（写真による判定）」について参照。
□委任状の欄の記入 （委任する場合のみ）	同一世帯の親族の方が申請される場合は、委任状は不要です。

本人確認書類について

身分証明書の種類	身分証明書の例
1点でよいもの ・公的機関発行の顔写真付身分証明書	・個人番号カード（マイナンバーカード） ・運転免許証 ・住民基本台帳カード（顔写真付） ・旅券（パスポート） ・在留カード、特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 など
2点必要なもの ・公的機関発行の顔写真無身分証明書 ・法人が発行した身分証明書	・健康保険被保険者証（資格確認書） ・住民基本台帳カード（顔写真なし） ・印鑑登録証明書とその登録印 ・国民年金手帳 ・国民年金・厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 ・共済組合員証 ・生活保護受給者証 ・学生証（顔写真付）など

【注意事項】

※代理人による申請の場合は、別途「委任状」を作成のうえ、代理申請される方の身分証明書をご用意ください。

※居住者への罹災証明書は原則、世帯主宛に交付します。

※建物の管理者、使用者については、本人確認書類のほか、被災建物との関係性の分かる書類（業務委託契約書、建物の賃貸借契約書等）が必要です。

(2) 法人の場合（従業員が申請する場合）

□社員の本人確認書類	上表の「本人確認書類」を参照。
□社員証等社員であることを確認できるもの	－
□法人登記事項証明書・代表者事項証明書等、法人名・所在地・代表者名が確認できるもの	－
□罹災証明申請書	市ホームページよりダウンロード可。 (窓口での記入可。)
□被害状況が確認できる写真 および建物全体の写真 (自己判定方式の場合のみ)	「5 自己判定方式(写真による判定)について」参照。

【注意事項】

※法人による申請の場合には、申請者の欄に会社名・代表者名を記入し、窓口に来られた方の欄に申請する従業員名を記入したうえで、申請してください。

※法人の代表者が申請する場合、社員証等は不要です。

8 被災者支援制度について

本市では、罹災証明書の被害の程度に応じて活用することが可能な各種支援制度があります。詳しい制度内容については、下記のQRコードからご確認ください。

(もしくは、刈谷市ホームページから、ページID「1002834」で検索してください。)



9 よくある質問

Q1 罹災証明書の交付対象となるものは何ですか？
A1 建物（住家及び非住家）を対象としています。
Q2 カーポート、塀、家具が破損した場合は証明してもらえるのですか？
A2 罹災届出証明書にて、被害があったという届出がなされたことを証明します。

Q3 火災による被害も証明してくれますか？
A3 火災による被害についての罹災証明書は、衣浦東部広域連合刈谷消防署（電話：0566-23-1119）が申請窓口になります。
Q4 罹災証明書は誰でも交付申請ができるのですか？
A4 罹災した建物に居住する世帯主や罹災した建物の所有者、借家人等が申請できます。
Q5 法人名義でも罹災証明書の交付申請ができるのですか？
A5 法人の場合は、所在地、名称、代表者の職・氏名を記入していただくことにより、申請できます。
Q6 代理人でも申請できるのですか？
A6 同居の親族、法人等の従業員等であれば申請できますが、これら以外の方が申請する場合は委任状が必要です。
Q7 手数料はかかりますか？
A7 無料です。
Q8 罹災証明書は何枚まで交付してもらえますか？
A8 交付枚数は、1世帯につき1枚です。 必要に応じて、コピーしてお使いください。
Q9 申請者の押印は必要ですか？
A9 不要です。
Q10 申請者の本人確認などはされるのですか？
A10 オンライン申請の場合、電子証明書登録済みのマイナンバーカードが必要です。 また、個人が窓口で申請する場合は、本人確認と住所確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証などをご持参ください。法人等の従業員等が申請する場合は、本人確認書類に加えて社員証などをご持参ください。また、居住していないが所有している罹災建物についての申請の場合や法人等の所在地と罹災建物の場所が異なる場合などは、所有権等の確認を行いますので、権利証などをご持参ください。 なお、本人確認書類が提示できないときは、口頭での質問により本人確認を行う場合があります。

Q11 どこに申請をすればいいのですか？

A11 個人の場合は、原則オンライン申請をお願いします。

その他、郵送申請や窓口申請も可能です。詳しくは「3 罹災証明書・罹災届出証明書の申請方法について」を参照してください。

Q12 交付されるまでどのくらいかかりますか？

A12 罹災証明書について、現地調査が不要な自己判定方式の場合は受付後1週間程度で、現地調査が必要な場合は、災害の規模にもよりますが、2～3週間程度で交付予定です。なお、罹災届出証明書は即日発行します。

Q13 罹災証明書は市役所に受取りにいくのですか？

A13 罹災証明書は、被害の判定事務が終わり次第、郵送でお届けします。

（補足）大地震が発生した場合の建物被害調査について

大地震による建物被害が発生した場合、住家の被害認定調査のほかに、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）や被災度区分判定、被災宅地危険度判定といった建物被害調査が実施されることがあります。

また、住まいの損害保険や共済に加入している住宅が被災した場合、支払保険金の算定のため、調査員による損害状況及び損害額の調査が行われます。

これらの調査はそれぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、特に住家の被害認定調査と応急危険度判定は、調査の時期が重なった場合に混乱が生じる場合もありますので事前にご承知おきください。

※それぞれの調査の判定内容は関連しません。



【主な建物被害調査の一覧】

調査名	目的	判定内容	調査を行う人
住家被害認定調査	被災者からの申請を受けて、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、住家に係る罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を交付すること	住家の損害割合(経済的被害の割合)又は損壊割合(延べ床面積に占める損壊割合)の算出 【全壊・大規模半壊・半壊等】	主に行政職員
被災建築物応急危険度判定	大規模地震の直後に一般的に実施され、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次災害を防止すること	当面の使用の可否 【危険・要注意・調査済】	応急危険度判定士(行政又は民間の建築士等)
被災度区分判定	建築主の依頼により建築の専門家が地震により被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資すること	継続使用のための復旧の要否 【要復旧・復旧不可能等】	民間建築士等
被災宅地危険度判定	地震や降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液状化による亀裂などの宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止すること	監視警戒や応急対策の必要性の有無 【危険宅地・要注意宅地・調査済宅地】	被災宅地危険度判定士(宅地防災の経験を有する行政職員等)
地震保険損害調査	地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うこと	主要構造部の損害割合、焼失又は流失した床面積の割合、床上浸水の程度から建物の損害程度を認定 【全損・大半損・小半損・一部損】	損害保険会社社員又は損害保険登録鑑定人等
共済損害調査	自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払うこと	損害発生前の状態に復旧するために要する額を算出(※共済団体によって異なる。)	共済団体担当者又は鑑定人

【問合せ先】刈谷市総務部 税務課 税制係・家屋係
〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地
罹災証明書関係・・・税制係（電話：0566-62-1205）
被害認定調査関係・・・家屋係（電話：0566-62-1008）
FAX：0566-62-1203（共通）
メール：zeimu@city.kariya.lg.jp（共通）